

第4章 豊かで快適な環境の創造

1 身近な緑の保全と創出

市街地における緑化の推進については、「緑の創出」、「緑の保全」、「緑育の推進」の3つの基本方針のもと、住民と一体となった質の高い緑化を目指し、うるおいと安らぎのある緑豊かなまちづくりを積極的に進めています。

(1) 緑化事業の推進

①入学記念樹の贈呈

小学校への入学を祝い、樹とともに豊かな心を持ち成長することを願って、また、緑化意識を高めるため記念樹を贈呈しています。

②事業所緑化

「長野市緑を豊かにする条例」に基づき、一定規模以上の事業所などの新築等を行う場合には、樹木の植栽を義務付けしています。

③保存樹木等指定

「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」及び「長野市緑を豊かにする条例」に基づき、市民の樹ともいべき樹木または樹林を保存指定し、その管理費に対して予算の範囲内で補助金を交付しています。

④ながの花と緑大賞

優れた花づくりや緑化活動を行う個人や団体・事業所等を「ながの花と緑大賞」により表彰し、花づくりに対する市民意識を高め緑化推進を図ります。

(2) 公園・緑地等の整備

「長野市緑を豊かにする条例」に基づき整備している都市公園は、令和2年度末までに206カ所、292.48haとなっています。これに各地区に設置している遊園地など都市公園に準ずるものを加えると、公園・緑地の総数は727カ所、面積329.43haで、市民一人当たりでは8.85㎡となります。

公園整備に当たっては、都市計画区域を中心に地区ごとの公園配置バランスを考慮し、時代の要請や利用者のニーズに合わせた公園づくりを進めています。

また、都市の自然環境の保全・回復のため、長野の気候・風土に適した郷土樹種を主体に、公園・緑地内の緑化を行い、緑の量と質の向上を図っています。

(3) 緑の維持・管理の推進（公園愛護会・街路樹愛護会の活動奨励制度）

公園・緑地・街路樹等の適正な維持管理を行い、安全で快適な緑化空間を維持するために、市民と連携を図りながら、公園愛護会・街路樹愛護会の設立を促進し、その活動に対して報奨金を交付しています。

2 良好な水辺とまちなみの保全と創出

(1) 健全な水環境の確保

長野市公害防止条例では、地下水保全と地盤沈下防止の観点から、工場や事業所などの産業活動のために揚水設備により地下水を採取する場合、揚水設備設置の届出と毎年の地下水揚水量の報告を求めています。

令和2年度末現在、揚水設備設置井戸は420本、地下水揚水量は、年間約4,646万 m^3 、日平均約127,000 m^3 でした。

令和2年度の地下水揚水量は、過去5年間の平均レベルで、特別な理由による揚水量の増減はありませんでした。

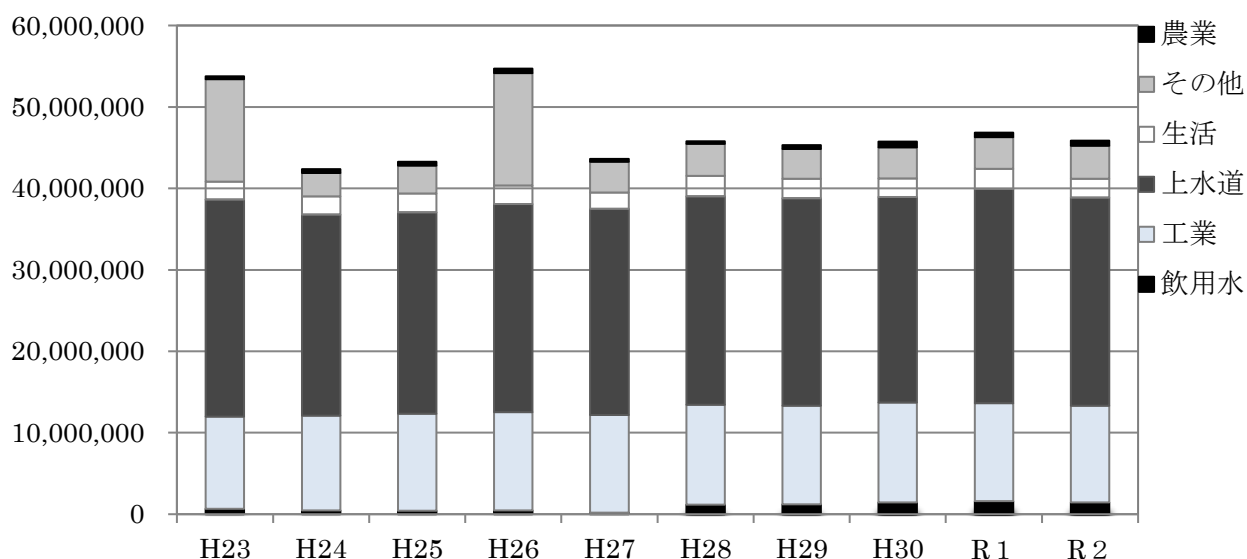
揚水設備設置井戸数を目的別で見ると、34.3%が工業用水として設置されています。また地下水揚水量を用途別に見ると、上水道として55.2%、工業用水として25.5%で、採取量全体のおよそ81.0%を占めています。

●年度別地下水揚水量

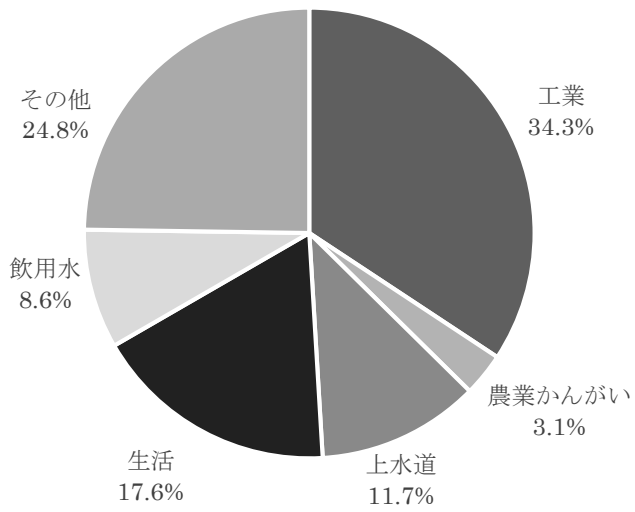
日平均揚水

揚水量

(m^3 /年)



●目的別揚水設備設置割合



●用途別地下水採取量割合

